

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

ブルンジ人権報告書 2016 年版

概要

ブルンジ共和国は立憲多党制共和国であり、政府は選挙で選ばれる。2005 年憲法では大統領に属する行政部門、二院制議会、及び独立的司法機関を規定している。2015 年 6 月、7 月及び 8 月に有権者はピエール・ンクルンジザ（Pierre Nkurunziza）大統領を再選し、そして複数の独立的野党がボイコットした選挙で新たな国民議会（下院）を選んだが、野党の主張によるとンクルンジザの選出は法定期限違反であった。国内外の観測筋がこれらの選挙を総じて平和的であったが、重大な欠陥があり、自由、公正でなく、透明性又は信用性がないと評した。

文民当局は時々、治安部隊に対する統制を維持しないこともあった。観測筋は軍を概してプロフェッショナルかつ非政治的と捉えたが、国家諜報局（SNR : National Intelligence Service）及び警察は与党の民主防衛国民会議・民主防衛勢力（CNDD-FDD : National Council for the Defense of Democracy- Forces for the Defense of Democracy）の影響を直接受けたり、応答的な傾向にあった。CNDD-FDD の若手グループ、イムボネラクレのメンバーが時々、警察と協力して活動していたが、いずれの監視機関からも独立して行動することが多かった。イムボネラクレのメンバーは合法的逮捕権を持たないにも関わらず、人々を逮捕し、処罰を免れていた。

ブルンジにおける最も重大な人権侵害は超法規的殺害で、例えば大量虐殺；恣意的な政治的動機による拘留；そして言論、報道、集会及び結社の自由に対する政府による広範な侵害の報告例が挙げられた。

他にも人権侵害の例として以下が挙げられた：失踪：刑務所における苛酷な、時には生命を脅かす状況；極めて政治色が強く行政部門からの独立性を欠いた司法制度；正式な起訴と伴わないことの多い長期間に及ぶ裁判前拘留。当局はジャーナリストに嫌がらせや威嚇を行い、また政府や CNDD-FDD を批判した市民団体や非政府機関（NGO）の閉鎖を命じた。政府の汚職が深刻な問題であった。報告によると治安部隊は女性や少女を強姦し、また女性や少女に対する性的及び性別に基づく暴力や差別の蔓延が深刻な問題であった。人身売買も発生していた。差別はレズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダー及びインターセックス（LGBTI）のコミュニティ、障害者、及び白皮症の人々に対して発生していた。当局は労働者の権利を尊重せず、児童の強制労働も発生していた。

政府の汚職や人権侵害の事件について警察及び検察官が捜査と訴追を渋り、裁判犯が聴聞

を洩り、適時性を欠いた結果、政府及び CNDD-FDD の当局者の不処罰が蔓延した。

第 1 節 個人の完全性の尊重、以下の不利益からの自由など：

a 恣意的な生命の剥奪及び他の法に基づかない又は政治的動機による殺害

政府又は政府職員が恣意的又は法に基づかない殺害を行ったという報告が多数あったが、2015 年と比べると減っていた。(2016 年) 10 月 5 日時点で、国連人権高等弁務官事務所 (OHCHR) は個人 150 名の殺害を文書に記録し、その多くは警察、SNR 又は軍人による超法規的殺害で、中には地方自治体職員が関与した例もあった。因みに、OHCHR が 2015 年に文書に記録した恣意的又は法に基づかない殺害は 400 件を超えていた。

2015 年 12 月、警察は軍事施設 3 箇所が武力攻撃された事件への対応として、3 期目に入った大統領に対する反対勢力と認知されたブジュンブラ (Bujumbura) の複数地域で戸別捜索を行った。多数の民間人被害者が両手を背中で縛られて頭部を銃撃されて死んでいる状態で見つかった。戦闘による死亡者の公式集計は 87 名であったが、SOS トーチャー (SOS-Torture) ブルンジ支部及びイテカ連盟 (Ligue Iteka) という NGO の推定によると、戦闘とその後の捜索で 150 名～200 名が死亡した。(2016 年) 1 月 15 日、OHCHR は 2015 年 12 月の事件に関する即時捜査を要求する声明を発表し、殺害された人々の遺体を収容した集団墓地の目撃情報を含む複数の報告を引き合いに出した。高等弁務官曰く、「(2015 年) 12 月 11 日と 12 日にブジュンブラのムサガ (Musaga)、ニャカビガ (Nyakabiga)、ンガガラ (Ngagara)、シビトケ (Cibitoke) 及びムタクラ (Mutakura) の各地区での最初の捜索活動中に警察と軍隊が多数の若者を逮捕し、その多くを後に拷問、殺害、あるいは不明の行先へ連行したという申し立てが当方に多数寄せられた。」(2016 年) 1 月 28 日、アムネスティ・インターナショナル (AI : Amnesty International) が報告書 1 点を公表し、戦闘の被害者が集団墓地に埋葬されたことを示す衛星画像と目撃者証言を引き合いに出した。(2016 年) 3 月 10 日、検事総長から委託された調査担当者は「一部の NGO が言及した場所に集団墓地は全く認められなかった」と主張し、そして (2016 年) 2 月 29 日に過去の報告書に記載されていなかった暴動被害者のために掘られた共同墓地を発見していたと付け加えた。

治安部隊要員や CNDD-FDD 関係者を狙った殺害の報告も複数あった。正体不明の武装集団が、ある CNDD-FDD 幹部 1 名を (2016 年) 3 月 22 日に、アタナセ・カラルザ (Athanase Kararuzza) 将軍を (2016 年) 4 月 25 日に、そして東アフリカ立法議会 (East African Legislative Assembly) 議員のハフサ・モッシ (Hafsa Mossi) を (2016 年) 7 月 13 日に殺害した。ヒューマン・ライツ・ウォッチ (HRW : Human Rights Watch) によると、イムボネラクレの幹部ダリウス・イクラクレ (Darius Ikurakure) 大佐が、2015 年 4 月以降に 50 名余りのイムボネラクレのメ

ンバーが殺害されたと報告し、これに（2016 年）5 月のブジュンブラでの手榴弾攻撃で殺害された少なくとも 4 名が含まれた。

国連独立ブルンジ調査団（UNIIB）が（2016 年）9 月に公表した報告書によると、複数の反対派武装集団が、複数の民間を殺害した手榴弾攻撃の黒幕と考えられていた。ブルンジ共和国軍（Republican Forces of Burundi）及びブルンジ法治国家樹立抵抗軍（Resistance for a State of Law in Burundi（RED-Tabara））が、（2016 年）2 月 6 日のシビト地区とムサガ地区での 2 件の攻撃について犯行声明を出した。国境なき医師団（Medecins Sans Frontieres）の報告によると、同医師団がブジュンブラに有する外傷センターが（2016 年）2 月 11 日の手榴弾攻撃での負傷者 55 名と、（2016 年）2 月 15 日の攻撃での別の負傷者 61 名の治療に当たった。ブジュンブラでの手榴弾攻撃の頻度は、（2016 年）後半に減少した。

b 失踪

複数の人々が治安部隊分子に拘留された後、政治的動機による失踪の被害者になったという報告が複数あった。（2016 年）10 月 5 日時点で、OHCHR は少なくとも 30 件の強制失踪事件を文書に記録した。イテカ連盟という地元人権 NGO の申し立てによると、2015 年 12 月から（2016 年）11 月にかけて 331 件の失踪が発生した。多数の失踪者の近親者と面会した後、UNIIB は、SNR、警察及び軍の関係者が多数の失踪の張本人であると結論付けた。OHCHR は警察、SNR、ブルンジ国防軍（BNDF : Burundian National Defense Forces）、イムボネラクレ、いずれかのメンバーを、記録した強制失踪の 96 パーセントの推定実行犯として文書に記録した。

イテカ連盟は（2016）年中、少なくとも 15 件の失踪疑惑を文書に記録し、行方不明者に治安部隊員 1 名、具体的には統合前のツチ（Tutsi）族軍のメンバーが含まれていた。HRW は（2016 年）2 月、2015 年 12 月に政府軍施設 3 箇所が攻撃された後に始まった「憂慮すべき新たな拉致及び失踪と考えられる事件のパターン」を申し立てる報告書を公表した。同報告書によると、拉致は時々、前述の攻撃への関与を疑われた治安部隊を標的にしていた。

独立系新聞のイワク（Iwacu）に所属するジャーナリスト、ジーン・ビギリマナ（Jean Bigirimana）が（2016 年）7 月 22 日、本人の乗用車から拉致された。ビギリマナの配偶者が拉致現場に居り、SNR 局員の仕業であると公言した。このジャーナリストの搜索に全国独立人権委員会（CNIDH : Independent National Commission for Human Rights）から協力があつたにも関わらず、（2016）年末時点で彼の消息は依然不明であった。

c 拷問及び他の残虐、非人道若しくは品位を傷つける取扱い又は刑罰

憲法及び刑法では残虐、非人道、若しくは品位を傷付ける取扱い又は刑罰を禁じているが、政府当局者がこれらを行っているという報告が複数あった。(2016 年) 10 月 5 日時点で、OHCHR は、失敗に終わった 2015 年のクーデター未遂又はその後における政府からの権限剥奪を狙った活動に参加したとの理由で政府が告発した人々に対する拷問や虐待の事例 558 件を文書に記録した。UNIIB は SNR、イムボネラクレ、及びそれほどでもないが BNDF を、「一貫して実行犯として特定された」対象として引き合いに出した。

(2016 年) 7 月 13 日の報告書での HRW の説明によると、治安部隊又は諜報部隊のメンバーが「人々を繰り返し殴打し、銃床で被拘留者の顔又は手足を殴り、場合によっては骨折させたり、歯が抜け落ちるほど顎を殴った。複数の SNR 局員が被拘留者を鋼製の棒で殴り、鋭利な鋼棒を脚に突き付け、電気コードを被拘留者の性器に括り付けて引っ張り、電気ショックを使用し、液体を被拘留者に浴びせ、火傷を負わせた。」HRW と UNIIB はいずれも、治安当局の幹部が拷問や残虐、非人道又は品位を傷付ける取扱いを承知していたか又は直接関与したという情報を引き合いに出した。(2016 年) 6 月、アラン・ギラウム・ブニョニ (Alain Guillaume Bunyoni) 公安大臣が HRW へ、警察は被拘留者を拷問又は虐待したはずがないという書簡を送り、警察がイムボネラクレに協力したことを否認した。

(2016 年) 8 月に採択された国連拷問防止委員会による所感への回答の中で、政府は、国家警察及び SNR の局員は全員が刑法の対象であり、「管轄当局が承知している(拷問又は虐待容疑) 事件において、刑事訴訟及び行政訴訟が正規に開かれ、関与した警察官を告訴することになる」と主張した。刑務所運営責任者曰く、(2016) 年中、拘留中の囚人又は容疑者の拷問又は虐待で逮捕された警察官は居らず、被拘留者の虐待容疑で訴追された警察官も居なかった。しかし、多数の警察官が強盗、窃盗、強姦、不法武器使用又は武器紛失を含む他の犯罪により投獄されていた。

(2016 年) 7 月 27 日、HRW はタンザニア西部のンドウタ (Nduta) 難民キャンプへ逃れてきていた 70 名余りの強姦被害者からの証言に基づく報告書を公表した。同報告書によると、「被害者に知られたイムボネラクレ (のメンバー)、警察の制服を着た複数の男性、及び正体不明の武装集団が、一部は被害者を野党支持又は反対派支持者との結婚を理由に責め立て、HRW が面談した女性 38 名の強姦又は輪姦の張本人に含まれていた」。同報告書から察するに、UNHCR へ報告された 170 件余りの強姦事件はほんの一握りと考えられ、支援団体の医療スタッフは多数の女性が強姦について、自分が暴行を受けたことに関連する医学的問題の処置を自ら求めない限り報告しないと考えていた。

政府は (2016 年) 9 月の UNIIB 報告書での同様の記述に対応する中で、法廷で係属中の強

姦事件のいずれも政治的反対意見に関連するものではないと否認した。政府の主張によると、性的暴行被害者に対応するフムラ（Humura）センターとセルカ（Seruka）センターはいずれも、政治的抑圧と結びつく強姦事件を報告してなかった。

刑務所及び収容施設の状況

刑務所は過密で、依然として苛酷な状況にあり、生命を脅かすこともあった。SNR が管理する拘留施設や警察が地元で管理する「留置所」は、概して刑務所よりさらにひどい状況であった。身体的虐待、十分な医療の欠如、及び長期間に及ぶ独房監禁の報告が複数あった。刑務所には衛生設備（トイレ、入浴設備）、飲用水、換気、及び照明が十分になかった。刑務所及び拘留施設には障害者専用設備がなかった。刑務所は国連の「被拘禁者取扱いのための標準最低規則（ネルソン・マンデラ規則）」（Standard Minimum Rules for the Treatment of Prisoners (Nelson Mandela rules)）によって定められた基準を満たしていなかった。

物理的状況：刑務所業務局（Office of Penitentiary Affairs）の報告によると、ほとんどが 1965 年以前に建てられた 11 箇所の刑務所に、裁判前被拘留者 5,065 名を含む 10,049 名の囚人が居たが、収容定員は合計 4,194 名であった。囚人 10,049 名のうち、457 名が女性、106 名が少年であった。当局は少年 129 名を、2015 年 11 月に開設した 2 箇所の少年拘留施設に収容していた。国連児童基金（UNICEF）によると、成人刑務所に児童を収容してはならないという条例の全面的施行は「依然として難題」であった。加えて、78 名の児童が収監中の母親と一緒に暮らしていた。過密が最もひどかった刑務所はムランヴヤ（Muramvya）（ブジュンブラから 30 マイル）で、囚人数が定員の 533 パーセント、次いでムピンバ（Mpimba）（ブジュンブラ市内）が定員の 409 パーセントであった。SNR が管理する拘留施設又は警察が運営する地域拘置所での収容者数に関する情報は入手できなかった。女性刑務所が 1 箇所、カヤンザ（Kayanza）に在った。当局は通常、裁判前被拘留者を既決囚と一緒に収容していた。拘留中の死亡者、看守による虐待の報告、あるいは囚人同士の暴力の件数に関するデータは入手できなかった。

複数の政府当局者及び国際的人権観測筋によると、多数の囚人が胃腸の病気やマラリアに苦しんでいた。人数は不明だが、病死者も居た。囚人は各自、毎日 12 オンスのマニオクと 12 オンスの豆類を支給され、食事に油と塩が含まれる日も時々あった。当局は他の費用を全て賄う資金の提供を、家族や友人に期待した。各刑務所に少なくとも 1 名の有資格看護師が勤務し、少なくとも週 1 回、医師が往診に訪れていたが、囚人は必ずしも迅速に医療を受けることができたわけではなく、重篤な症状の囚人は地元の病院へ送致された。

ラジオ・ボネシャ（Bonesha）の報告によると、(2016 年) 11 月、野党の民主団結運動（MSD：

Democratic Solidarity Movement) の党员で服役中であったジャン・クロード・ンドゥワイエズ (Jean Claude Nduwayezu) が、治療を受けるための許可をムピンバ刑務所所長が適時に与えなかった結果、死亡した。ンドゥワイエズの家族によると、所長は過去に要望を 2 度拒否した後でようやく、当人の病院行きを許可した。

政治囚の状況は時々、通常囚人よりも悪い場合もあった。2015 年 9 月、当局者は 2015 年 5 月のクーデター未遂への参加を理由に告発された 28 名の著名な囚人を、ギテガ (Gitega) の中央刑務所へ移送した。報告によると、彼らは本来 1 名を収容するための独房に 4 人ずつ収監された。独立系人権観測筋の指摘によると、独房には窓もトイレもなかった。被拘留者のうち 1 名の弁護士によると、(2016 年) 10 月時点で拘留状況は以前と変わらないままであった。

運営：刑務所当局は囚人が訴状を無検閲で司法当局に提出することを認めたが、囚人の訴状を調査することは滅多になかった。囚人の虐待に関して信憑性のある報告が複数あったが、虐待者が処罰されたという記録はなかった。訪問者は大抵、囚人との面会を許可され、宗教上の儀式も許可された。

独立的監視：(2016 年) 10 月 10 日まで、政府は国内外の人権監視団による訪問要請を全て、OHCHR や赤十字国際委員会 (ICRC : International Committee of the Red Cross) からの監視団も含め、許可していた。監視団は全ての刑務所、地域拘置所及び SNR 拘留施設を定期的に訪問した。

監視団は、既知の拘留施設に収容された囚人に完全かつ邪魔されずに面会することができた。しかし、(2016 年) 10 月 10 日、政府は UNIIB レポートの余波で OHCHR との公式協力を一時停止したものの、引き続き、囚人との面会やモニタリングを部分的に許可した。(2016 年) 10 月時点で、ICRC はまだ、既知の拘留施設のモニタリング訪問を邪魔されていなかった。

(2016 年) 4 月 18 日、国連人権高等弁務官のザイド・ラアド・アル・フセイン (Zeid Ra'ad Al Hussein) が、「全国にまたがる秘密拘留施設」の報告が寄せられ始めたことに深い懸念を表明した。」(2016 年) 9 月の UNIIB レポートは、UNIIB が面談した被害者とされる人々の話によると、治安部隊及びイムボネラクレが、検事総長も知らない拘留施設を 13 箇所設置していたと「信ずるに足る合理的根拠」があると結論付けた。

UNIIB レポートに対する回答の中で政府は、UNIIB が述べた、未知の拘留施設の存在を「信ずるに足る合理的根拠」について、係る嫌疑を裏付ける物的証拠がないと主張することに

より、異議を唱えた。

d 恣意的な逮捕又は拘留

憲法及び法律では恣意的な逮捕及び拘留を禁じているが、政府はこれらの禁止を遵守しないことが多かった。法律では治安部隊隊員が恣意的逮捕に関与した場合について、罰金 10,000 ブルンジフラン（6 ドル）及び 15 日以上 1 年以下の懲役の罰則を規定している。警察は、OHCHR によると、「国家安全保障の弱体化、武装強盗への関与、違法集会の開催、武器の違法拘留、あるいは単に他の県又は近隣諸国との間を移動したこと」を理由に人々を逮捕した。（2016 年）10 月 5 日時点で、OHCHR は 5,209 件の逮捕を恣意的と見なして文書に記録したが、これは関係した人々が罪状なく、無令状、又は「捜査目的」で逮捕されていたからである。これらの逮捕者のうち、2,467 件は最終的に証拠不十分により釈放された。

（2016 年）10 月時点で、UNICEF は「武装集団への参加、反乱運動への参加、又は武器の違法所持」を理由に拘留されていた児童の事例を 100 件余り文書に記録した。UNICEF の説明によると、これらの児童は武装集団に徴用又は使用されたわけでもなく、武器を所持していたわけでもなかった。児童は UNICEF 職員へ、移動中、近所を散歩中、あるいは警察、軍又は SNR による搜索・逮捕作戦中に逮捕されたと述べた。

（2016 年）5 月、6 月及び 7 月、学生 440 名が学校の教科書に掲載された大統領の写真に落書きしたとの理由で停学処分となり、73 名が拘留された。拘留された 73 名は国家元首侮辱罪で起訴され、これは通常、6 か月以上 5 年以下の懲役に処せられ得る犯罪である。OHCHR、UNICEF 及び他の国際的活動家の働き掛けにより、教育大臣が被拘留者を赦免して釈放し、他の学生の停学処分も解除した。UNICEF の報告によると、（2016 年）10 月にある学生が「落書き」を理由に拘留された例が新たに 1 件あった。

SOS トーチャー・ブルンジ支部の申し立てによると、警察が強制捜査時に多数の人々を集団逮捕した例が多数あり、逮捕者は釈放されるために賄賂を支払わねばならなかった。

（2016 年）9 月の UNIIB レポートによると、治安部隊に逮捕された人々がしばしば、釈放の担保として 400 万～500 万フラン（2,400～3,000 ドル）の「身代金」を仲介者に支払うよう強要されていた。

アラン・ギラウム・ブニョニ公安大臣が（2016 年）6 月に HRW に宛てた書簡によると、警察が被拘留者又はその家族に釈放と引き換えに金銭を要求したという嫌疑は「嘘」であり、強要に関与した警察官は「厳しい行政処分と処罰」を受けることになる、とのことであつ

た。

警察及び治安組織の役割

国家警察は公安省の管轄下に置かれ、法執行と秩序維持を担当する。軍隊は国防省の管轄下に置かれ、対外安全保障を担当するだけでなく、国内治安もある程度担う。SNR は大東力直属で、逮捕・拘留権限を有する。OHCHR によると、イムボネラクレのメンバーは多数の逮捕に関わっていたが、逮捕権限を持たない。警察、SNR、軍隊及び地方当局者は、人権侵害を働いても処罰を免れるのが普通であった。

憲法では軍隊、警察及び SNR におけるフツ族とツチ族の人数を同等にして、両民族が不釣り合いな権限を持って互いに行行使し合う事態を防ぐ旨、規定している。警察と SNR を統合してもフツ族とツチ族が均衡な状態にならず、依然、フツ族が大幅に多数派を占める状況であった。

警察は概して訓練、装備、給与、及びプロ意識が不十分であった。地元市民は幅広く、警察を腐敗していると認知し、例として賄賂の要求や犯罪活動への関与を挙げた。大統領府（Office of the President）に属する汚職防止部隊（Anticorruption Brigade）は、警察汚職の捜査を担当する。

警察官の約 75 パーセントが元反逆者であった。警察官の 85 パーセントは最低限の新人レベルの訓練しか受けておらず、過去 5 年間に再教育訓練も実施されていなかった一方、15 パーセントは全く訓練を受けていなかった。賃金は少なく、少額汚職が蔓延していた。

警察はひどく政治色が強く、CNDD-FDD に左右されがちであった。複数の警察当局者の訴えによると、CNDD-FDD とンクルンジザ大統領に忠実な好戦的な若手が警察幹部に入り込んでいた。複数の市民社会団体（CSO）の主張によると、警察官らしき人々が携行している武器は公式な備品ではない。一部の警察官が市民の公民権行使を妨げ、拷問、殺害、及び超法規的処刑に関与していた。政府はこれらの事件をなかなか捜査及び訴追せず、その結果、警察の刑事免責と政治化の認知が広まった。

AI はデシレ・ウワマホロ（Desire Uwamahoro）という警察官の事件を、刑事不処罰の蔓延を許した非効果的な犯罪捜査と訴追の「象徴的な例」として引き合いに出した。AI が 2016 年に国連拷問防止委員会に提出した資料によると、ウワマホロは 2010 年に拷問罪で有罪判決を受け、懲役 5 年と罰金 1,000 万フラン（6,000 ドル）を言い渡されていたが、量刑は結局実行されず、彼は警察部隊隊員の身分のままであった。2015 年 10 月に彼は暴動鎮圧部隊

(Antiriot Brigade) という警察の新部門の長に任命された。(2016 年) 10 月、SNR は彼を金密輸関連の複数容疑で逮捕し、政府は彼の暴動鎮圧部隊隊長職を解いた。ブジュンブラ上訴裁判所 (Appeals Court) は彼に懲役 3 か月を言い渡した。

(2016 年) 3 月 22 日、ニヴヤバンディ (Nivyabandi) 人権大臣が人権評議会 (Human Rights Council) に対し、「今やブルンジに刑事不処罰は存在しない」と語った。彼はその日の時点で暗殺、暴行、強姦及び拷問を含む様々な犯罪で有罪判決を受けた警察官 139 名と軍隊隊員 84 名が収監されていることに言及した。(2016 年) 8 月、アラン・ギラウム・ブニョニ公安大臣は、警察官 20 名の不適切な行為による解雇を発表した。

国際コミュニティが警察学校で人権、行動規範及び地域指向型警察活動に関する指導を行った。国際ドナーによる協力の一時停止や、OHCHR の活動の政府による一時停止を背景に、こうしたプログラムの全てとは言わないまでも多数が一時停止又は取り止めになった。

地方自治体、正規治安部隊、及び市民からメンバーが集まる混合型の様々な治安委員会が、全国津々浦々の町や村で活動していた。地方自治体当局は治安委員会を、地元の政策立案者の顧問役を果たし、新たな脅威や犯罪性を帯びた事件について地元行政機関に注意を促す役割を果たすよう考案した。SOS トーチャーとイテカ連盟の申し立てによると、これらの委員会はイムボネラクレが地元警察活動で強い役割を果たすことを許し、その結果、地元レベルで与党が反対派メンバーに対して嫌がらせや威嚇を行うようになった。混合型治安委員会は依然として賛否両論で、これはイムボネラクレのメンバーと警察の間の境界線がますます曖昧になってきたからである。報告によると、イムボネラクレのメンバーは政治的理由又は個人的理由で人々を拘留した。

独立系観測筋は概して BNDF をプロフェッショナルであり、政治的に中立であると見なした。BNDF の監査総監局 (Office of the Inspector General) は、軍人による虐待容疑を捜査する。

ブルンジは 2008 年以降の AU ソマリア派遣団と、2014 年以降の国連中央アフリカ多面的統合安定化ミッション (MINUSCA : Multidimensional Integrated Stabilization Mission in the Central African Republic) に平和維持軍を派遣してきた。(2016 年) 3 月 28 日、国連はブルンジからの MINUSCA 平和維持軍に対する性的な虐待及び搾取に関する申し立てを受けたと説明した。(2016 年) 6 月 3 日の国連発表によると、中央アフリカ共和国に派遣されたブルンジ警察部隊は遠征終了時点で交代しないことになり、同部隊は (2016 年) 7 月で終了した。(2016 年) 10 月時点で、850 名の BNDF 兵士が MINUSCA に残留していた。

SNR の付託事項は対外安全保障と国内治安、双方の提供である。独立系観測筋の主張によると、(2016) 年中、CNDD-FDD に忠実な若手の包含に伴い、SNR の階級が増えた。SNR は一部の野党指導者や野党支持者を捜査した。多数の国民が SNR を、ひどく政治色が強く、CNDD-FDD に左右されがちと認知していた。AI や HRW を含む複数の NGO の主張によると、SNR 当局者はイムボネラクレと共謀して拷問や超法規的殺害を働いた。

逮捕手続及び拘留中の取扱い

逮捕には所轄の治安判事が発効する令状が必要であるが、警察は上司に事前通知しておけば無令状でも人を逮捕することができる。警察は捜査を終えるまでに 7 日間の猶予を与えられ、その後、容疑者を治安判事の面前に出頭させることになるが、捜査期間の追加が必要であればさらに 7 日間の延長を要請することができる。警察はこれらの規定をほとんど尊重せず、また逮捕後 7 日以内に被拘留者を起訴し、治安判事の面前に出頭させる旨の要件に日常的に違反していた。

治安判事は容疑者の釈放を命じるか、又は罪状を確認して拘留を継続しなければならないが、拘留期間は最初は 14 日間で、裁判準備のために必要であればさらに 7 日間延長となる。治安判事は日常的に、予備聴聞の召集を怠り、多くの場合、未処理事件の負担が重いこと、あるいは警察による不適切な書類作成を引き合いに出した。(2016 年) 4 月にブジュンブラ市内の複数の SNR 施設を訪問した国連人権チームの報告によると、面会した被拘留者 67 名のうち 25 名が所定の期限を過ぎて拘留されたままであった。

容疑者、警察及び治安判事の輸送手段の不足が、予備聴聞を召集しない理由として最も頻繁に挙げられた。これは特に刑務所がない 6 県で問題であったが、輸送手段の不足が、容疑者の拘留場所から事件の管轄権を有する県裁判所までの移送の妨げとなっていた。

裁判官は容疑者を保釈する権限を有するが、滅多に行使しなかった。裁判官は容疑者を当人の個人的誓約書に基づいて釈放することもでき、実際にそうすることが多かった。容疑者は刑事事件で弁護士を自費で雇うことができるが、法律では法定代理人を要求しているわけではなく、政府は弁護士を雇う余裕のない容疑者に弁護士を提供しなかった。刑務所には独房監禁施設があり、被拘留者は長期間に渡り独房に収容されることもあった。当局は時々、被拘留者の家族が迅速に被拘留者と面会することを否認し、特に被拘留者の容疑が政府への反対である場合がそうであった。

法律では囚人が医療及び法的支援を受ける権利を規定している。SNR は、ブジュンブラ市内の SNR 本部に収容された被拘留者に弁護士が面会することを否認した。ICRC は、刑務

所や拘留施設に「全面的に出入り」することができたとのことであった。しかし、信用のある複数の団体が、SNR は ICRC 又は他の人権団体が知らない秘密の待機監房を維持している、と結論付けた。国連拷問防止委員会の申し立てによると、国内外の観測筋が出入りできない非公式の拘留施設で拷問や虐待の事件が発生していた。

恣意的な逮捕：法律では治安部隊による恣意的逮捕について、罰金 10,000 フラン（6 ドル）及び 15 日以上 1 年以下の懲役を罰則として規定している。この法律がこれまでに適用されたことがあることを示す証拠はなかった。OHCHR によると、警察、SNR 及び地方行政当局が（2016 年）10 月 5 日時点で 5,209 名を逮捕し、うち 2,467 名が不起訴釈放された。当局は多数の人々を拘留の翌日又は 2 日以内に釈放した。

裁判前の拘留：長期間に及ぶ裁判前拘留が依然、深刻な問題であった。法律では、当局が人を未起訴のまま 14 日間より長く拘留してはならない旨、規定している。（2016 年）10 月時点で、刑務所運営責任者によると、刑務所及び拘留施設に収監された人々の 50.4 パーセントが裁判前被拘留者であった。刑務所業務局によると、裁判前拘留の平均期間は 1 年間で、当局は一部の人々を未起訴のまま拘留していた。報告によると、中には 5 年近くも裁判前拘留されたままの人も複数居た。場合によっては拘留期間が、申し立てられた犯罪の量刑に等しい、あるいはそれを超えることもあった。警察、検察官及び司法当局者における非効率や汚職が、この問題の要因であった。例えば、当局は多数の人々から、当人の個人的誓約書に基づいて釈放される合法的権利を奪い、理由は検察官が裁判資料の公開を怠った、あるいは裁判資料を紛失したためであった。他にも、適切な逮捕令状なく収監されたままの人々がおり、理由は警察が初期捜査を完了し、事件を適切な治安判事に移管することを怠った、あるいは治安判事が起訴に関するルールに従って要求される聴聞を召集することを怠ったためであった。

被拘留者が法廷で拘留の合法性に異議を唱える能力：逮捕又は拘留された人は、犯罪又は他の理由によるものかを問わず、拘留の法的根拠又は恣意的性質について法廷で異議を唱え、不法拘留と認められれば速やかに釈放される権利を与えられる。（2016）年中、上記に基づいて自分の逮捕に異議を唱えた人が居たという記録はなかった。

恩赦：報告によると、（2016 年）2 月に国連事務総長が訪問した際、大統領は最大 2,000 名の被拘留者の釈放に合意した。（2016 年）2 月 23 日、政府は一部の囚人について大統領令による恩赦を認め、5 年未満の懲役に服役中であった一部の人々を釈放し、他については刑期を半分に減刑した。この大統領令では特に、大量虐殺、人道に反する犯罪、戦争犯罪、武装強盗、銃器の違法所持、国内治安及び対外安全保障に対する脅威、故意の殺人、傭兵としての行動、食人、及びその他、組織化されたギャングと協力して実行された全ての犯

罪により投獄された者を除外した。大統領令の結果、1,370 名の囚人が釈放された。マーティン・ニヴヤバンディ人権大臣が（2016 年）3 月 22 日に人権評議会に対して述べた見解によると、この恩赦によって囚人人口が 4 分の 1 減った。

e 公正な公判の否定

憲法及び法律では司法の独立を規定しているが、当局が司法機関関係者に政治的影響力を及ぼしたという事例、あるいは贈賄により捜査及び訴追を取り下げさせたり、裁判結果を予め決めたり、又は裁判所命令の執行を回避したという事例があった。

治安部隊や国家警察内部の有力幹部を捜査する旨の要求を検察官が意図的に無視したという申し立てが複数あった。重大な異常事態によって裁判の公正性と信用性が損なわれ、虐待容疑で告発された治安部隊隊員が訴追されない状況が、刑事不処罰の風潮を生み出した。

裁判手続

法律では被告人を推定無罪としている。複数の裁判官から成る審査団が全ての裁判を公開で実施する。被告人は自分の罪状を迅速かつ詳細に伝達され、起訴時点からあらゆる上訴に至る過程で必要であれば無償通訳を付けてもらう権利を有するが、これらの権利は必ずしも尊重されなかった。被告人は不当な遅滞なく公正な裁判を受ける権利と、抗弁に備えるための十分な時間と便宜を与えられる権利を有するが、これも必ずしも尊重されるとは限らなかった。被告人は、たとえ重罪容疑が関係する訴訟でも、弁護士を、雇う権利を有するが、公費では賄われない。弁護士を雇う余裕のある者がほとんどいないため、被告人はほとんど法定代理人を立てなかった。場合によっては一部の国内外の NGO が法的支援を提供した。被告人は自分を弁護する権利を有し、この権利には検察側又は原告側の証人に対する尋問、自分側の証人の要請、及び自分にとって不利な証拠の検証が含まれる。被告人は自ら直接証拠を提示することもでき、大半の訴訟で実際に実行した。被告人は証言又は有罪自白を強制されない権利を有する。法律により、上記の権利は全ての国民に与えられる。

公正な裁判を受ける権利は侵害されることが多く、特に 2015 年 5 月のクーデター未遂に関連する訴訟がそうであった。例えば、クーデター未遂への参加により有罪判決を受けた非人々は、（2016 年）1 月 15 日に最高裁判所から量刑を言い渡された。複数の被告側弁護士によると、彼らは 8 件の訴訟において、裁判中に依頼人と話すこと、あるいは聴聞前の裁判資料閲覧を許可されなかった。7 名の弁護士が、裁判資料を閲覧できないことについて不満を訴えたために業務停止処分を受け、また裁判所は被告人が用意した一部の証人の聴聞

を拒否した。検察は、寛大と認知された量刑に異議を唱え、上訴した。(2016 年) 5 月 9 日、上訴裁判所はより厳しい量刑を被告人に言い渡した。上訴中、OHCHR の報告によると、2 名の被告人が弁護士による支援を否認され、一部の弁護側証人が裁判所から聴聞されず、裁判所はその判断の動機を開示しなかった。

被告人は全て、ただし軍法会議での被告人を除き、最高裁判所へ上告する権利を有する。裁判制度が非効率的であるため、上訴手続が長期化し、多くの場合、1 年以上要した。

手続は民事裁判所でも軍法会議でも同様であるが、典型的に軍法会議がより短期間で判決に至る。政府は軍法会議の被告人に抗弁を補助する弁護士を提供しなかったが、重罪が関係した訴訟では複数の NGO が一部の被告人に弁護士を提供した。軍事裁判は概して公開されるが、国家安全保障などの理由により、あるいは公開すると被害者又は第三者に危害が及ぶおそれがある場合、例えば強姦又は児童虐待が関係する事件では非公開となり得る。軍法会議の被告人は 1 回限り、上訴する権利を与えられる。

上記の権利の多くが侵害されていた一方、特定の集団に属する人々に対しては体系的な権利の否認がなかった。

政治犯及び政治的理由により拘留された者

OHCHR の推定によると、(2016) 年末時点で 500 名余りの政治囚又は政治的理由により拘留された者が居た。政府は政治的理由により人々を拘留していることを否認し、そうではなく逆に国家に対する脅威、反逆への参加、又は暴動の扇動を理由に挙げた。

刑務所業務責任者曰く、通常の犯罪者と同じような罪状で収監されている関係上、政治囚を特定できないとのことであった。しかし、一部では政治囚が別の監房に収容されていた例もあった。AI が (2016 年) 9 月に国連人権理事会に提出した報告書によると、政治囚が十分な医療を適時に受けることができない例も複数あった。

民事上の訴訟手続及び救済方法

個人及び団体は人権侵害について民事救済を求めることができ、また判決を国際裁判所又は地域裁判所へ上訴することができる。例えば 2015 年 5 月、複数の独立系ジャーナリストが 2013 年メディア法を東アフリカ司法裁判所で争い、勝訴した。判決ではブルンジ議会に対し、同法の見直しと改正を義務付け、議会はそれに従った。これらの改正は 2015 年 5 月に採択され、その結果、2013 年法において、ジャーナリストの犯罪に対する特定の罰則を

規定し、ジャーナリストに情報源を政府に明かすよう要求していた部分が廃止となった。

財産回復

2015 年の政治危機後における不安と苛酷な経済的困窮の影響が残る中、300,000 名を超えるブルンジ人が近隣諸国、主にタンザニアへ逃亡した。ラジオ・ボネシャの（2016 年）2 月の報告によると、政府職員や民間人が、これらの難民が所有又は別の形で合法的に占有していた土地を押収した。

土地及び他の財産に関する国家委員会（CNTB : National Commission for the Land and Other Properties）は、土地所有権紛争の解決を目的に、2006 年に創設された。2015 年 3 月、大統領はマカンバ（Makamba）県での土地紛争に関連する暴動を背景に、CNTB が下した没収決定全ての実施を差し止めた。大統領は（2016 年）1 月に差し止めを撤回し、CNTB は土地所有権紛争の解決業務を続行した。

f 私生活、家族関係、家庭生活、又は通信に関する恣意的又は不法な干渉

憲法及び法律では私生活に対する権利を規定し、搜索令状を要求しているが、当局はこれらの権利を必ずしも尊重しなかった。警察、SNR 及びイムボネラクレのメンバーは、時には混成の治安委員会として行動しつつ、道路封鎖を設置し、車両を搜索して武器を所持していないか確認した。彼らは（2016）年中絶えず、ブジュンブラ近郊の紛争地域で搜索・押収作戦を実施した。これらの搜索の際、治安当局者は武器や、反逆行為の補給品として使用できると彼らが主張する家庭用品、例えば大型調理鍋や蚊帳などを押収した。

個人は多くの場合、公務員に就職又は雇用を保持し、公務員に与えられる便益、例えば通勤手当、無償の住宅、電力、水道、個人所得税免税、及び無金利融資などを得るには、登録政党に加入又は忠実であることを認められる必要があった。

g 国内の紛争での虐待行為

2015 年、抗議集団が複数の市民社会団体や野党に先導されつつ、大統領の 3 期目の就任に反対し、申し立てによると反対派武装分子が紛れ込んでいるとされた平和的抗議活動に参加した。警察、SNR、そしてイムボネラクレのメンバーを含む非正規の治安部隊が実弾、放水銃及び催涙ガスで応答した。暴力の行使は 2015 年に双方の側でエスカレートし、（2016）年中もずっと続き、標的を絞った殺害や手榴弾攻撃が発生した。政府は（2016）年中、複数の政府高官、例えば（2016 年）3 月 22 日のダリウス・イクラクレ（Darius Ikurakure）大

佐、(2016 年) 4 月 25 日のアタナセ・カラルザ (Athanas Kararuzza) 准将及びその妻と娘、そして (2016 年) 7 月 13 日のハフサ・モッシ (Hafsa Mossi) 東アフリカ共同体立法議会議員などを標的にした殺害について反対派支持者を告発した。治安部隊は、手榴弾を投げつけてきた近郊の住民を、反対派支持者と見なして告発した。少なくとも 2 件の事件において、複数の反対派組織が政府部隊に対する手榴弾攻撃の犯行声明を出した。住民は概して警察、SNR、及び非正規治安部隊を恐れた。(2016) 年末までに、100,000 名余りの人々が国内の不安定な状況から逃げ出し、そして 2015 年の段階で既にタンザニア、ウガンダ、ルワンダ、又はコンゴ民主共和国 (DRC) の難民キャンプ又は他の集落へ逃亡していた難民 230,000 名に加わった。

殺害：(2016 年) 10 月 5 日時点で、OHCHR は (2016) 年中の政情不安に伴う 157 件の殺害を文書に記録していた。

誘拐：治安部隊は、反対派支持者と認知された人々、特に若い男性を近郊から誘拐した。OHCHR の所感によると、複数の地元人権擁護者が多数の恣意的拘留を誘拐と位置付けた。一部の誘拐事件、特に SNR の仕業とされた事件において、被拘留者が死亡する結果となった。OHCHR は、当局が誘拐した人数の推定情報を持っていなかった。

身体的虐待、刑罰及び拷問：複数の被拘留者が、拘留後に警察や SNR から虐待を受けたと報告した。HRW は複数の報告書を発行し、数百件もの拷問、強姦、誘拐及び未起訴のままの収監に言及し、これらの事件において被害者は非戦闘員であったが、SNR、警察及びイムボネラクレは被害者をンクルンジザ政権に対して不誠実と認知していた。

児童兵士：OHCHR によると、BNDF の構造が、児童兵士の使用の蔓延を防いでいた。反対派武装勢力の RED タバラによる、別々の 2 件の徴用事例が文書に記録されていた。

他の紛争関連の虐待：一部の被拘留者が医療を否認されたり、あるいは負傷や病気の処置を妨害された。

第 2 節 市民的自由権の尊重、以下の各権利など：

a 言論及び報道の自由

憲法及び法律では言論及び報道の自由を規定しているが、大統領及び他の当局者に関する「名誉毀損的」発言、国家安全保障を危険に曝すと見なされる資料、及び人種差別的発言又は民族憎悪的発言を禁じている。言論及び報道の自由に対する制約は、2015 に大統領が

3 期目の就任を目指すと発表したことや、2015 年のクーデター未遂におけるメディアの共謀を政府が告発したことに対する反発の後、大幅に増大した。CNDD-FDD と同盟関係の勢力は反対派に同情的と見なされたメディアを、印刷メディア及びラジオのジャーナリストを含め、嫌がらせ、威嚇及び暴力を通じて抑圧した。

言論及び表現の自由：法律では公務員及び大統領を、「何らかの類の言葉、身ぶり、脅威又は記述」において「虐待的又は名誉毀損的」であるか、又は「当人の職位の尊厳又は当人の職位に対する敬意を損ねる」と予想される状況から保護する旨、規定している。法律では人種的又は民族的な動機による憎悪発言も禁じている。法律では国家元首の侮辱について 6 か月以上 5 年以下の懲役及び 10,000～50,000 フラン（6～30 ドル）の罰金に処することを義務付けている。一部のジャーナリスト、弁護士、NGO 職員、政党指導者及び市民団体指導者の申し立てによると、政府はこの法律を使用して彼らを威嚇したり、嫌がらせを行った（第 3 節参照）。

報道の自由：政府が所有及び運営する唯一の日刊紙、ル・レノボー（Le Renouveau）と、全国をカバーする唯一のテレビ・ラジオ局であるブルンジ国営テレビ・ラジオ（RTNB : Burundi National Television and Radio）は、（2016）年中に妨害されることなく運営を許可された、数少ない報道機関に数えられた。ブルンジの最後の独立系新聞、フランス語新聞のイワクは、2015 年に編集長が国外逃亡していたが、（2016 年）7 月に所属ジャーナリストのうち 1 名が失踪した。イワクは開業を続けることを許可され、政府に批判的な情報の報道をつづけた。3 つのラジオ局が 2015 年 5 月のクーデター未遂の余波で強制的に閉鎖されていたが、依然、閉鎖されたままであった。法律では政党、労働組合及び外国の NGO が報道機関を所有することを禁じている。

2013 年に政府はメディア法を可決し、同法ではジャーナリストに対し、一部の状況において情報源を明かすよう要求し、また国家安全保障を損ねると見なされる記事の公表を禁じていた。同法の遵守不履行に対する罰則は厳格であった。2014 年に議会は、複数のジャーナリストが東アフリカ司法裁判所への上訴で勝訴したことを受け、同法を改正した。同裁判所の判決により、議会はメディア法から、比較的厳格な要素を排除した。2015 年 5 月のクーデター未遂の後、政府は同法を発動してジャーナリストを威嚇し、拘留していた。

業務を続けることができた記者は、政府や CNDD-FDD を批判するメディアに政府職員が嫌がらせや脅迫を行ったと訴えた。複数のジャーナリストが、地元の情報筋が威嚇を受けたことから、報道の裏付けに苦労した。

暴力と嫌がらせ：複数の報道機関が、政府に関して好ましくない内容を公表又は放送すれ

ば閉鎖される目に遭うという、あからさまな脅迫を受けたと申し立てた。政府は、人権侵害、汚職、又は現職大統領の 3 期目就任に反対する運動などのテーマを調査していた複数の国内外のジャーナリストを、尋問のため拘留又は召喚した。複数のジャーナリストが暴力や嫌がらせを受けた。ジャーナリスト保護委員会（Committee to Protect Journalists）によると、少なくとも 100 名のジャーナリストが 2015 年 4 月の抗議活動や 2015 年 5 月のクーデター未遂以後に国外逃亡し、(2016) 年末時点でまだ国外に留まっていた。

2015 年 4 月、RTNB は反政府抗議活動の支持を理由に RTNB が告発したラジオ局による RTNB 所有の放送タワーへのアクセスを遮断し、事実上、国内では政府の措置を公然と批判するラジオ放送を受信できなくした。2015 年 5 月、クーデター未遂の支持者が、政府支持派のラジオ局、ラジオ REMA FM の事務所を焼き、機器を破壊した。翌日、正体不明の集団が 4 つのラジオ局、ラジオ・テレビジョン・ルネッサンス（Radio Television Renaissance）、ラジオ・イサンガニロ（Radio Isanganiro）、ボネシャ FM、及びラジオ・パブリーク・アフリカーヌ（Radio Publique Africaine）、即ちクーデターの支持を人々に煽った放送メッセージにより政府から告発されたラジオ局の事務所を襲撃し、機器を破壊した。ラジオ REMA FM は 2015 年 10 月に再開した。ラジオ・イサンガニロは（2016 年）3 月、政府との合意後に再開を許可された。これらの放送局の破壊についての訴追は、(2016) 年末時点でまだ発生していなかった。

（2016 年）1 月 4 日、公安省は、ラジオ・フランス・アンテルナショナル（Radio France Internationale）のジャーナリストによる報道を批判する報道発表を發布した。この発表では「権限を付与された政府機関が、このジャーナリストによる破壊的活動に対処すべく必要な措置を講じることになる」と結論付け、これについて国境なき記者団（Reporters without Borders）は「ほとんど隠されていない脅迫」と評した。メディアで幅広く報じられた通り、（2016 年）1 月 28 日、治安部隊はル・モンド（Le Monde）紙向けに取材していた 2 名の国際ジャーナリストを、ある反対派武装集団と親交があるとの疑惑で拘留した。彼らは 24 時間拘留された後、正式に起訴されることなく釈放された。

国境なき記者団によると、ボネシャ FM のジャーナリスト、ボアズ・ンタコナイギゼ（Boaz Ntaconayigize）が（2016 年）7 月 3 日、ナイフを振りかざした男性 4 名によって殺害脅迫を受け、襲撃されて重傷を負った後、ウガンダへ逃亡した。報告によると、ンタコナイギゼは SNR 局員がウガンダのブルンジ人難民コミュニティに潜入しているという報告を調査していた。彼は、襲撃者のうち 2 名は難民を装ったブルンジ人と分かったと申し立てた。ラジオ・ボネシャによると、同局に所属する別のジャーナリスト、レオン・ンタキイルタ（Leon Ntakiyiruta）が（2016 年）8 月 8 日にウガンダのカンバラ（Kampala）でマチューテを振りかざした男性 2 名に襲撃されたが、襲撃者は通行人 1 名が介入した際に逃げた。

(2016 年) 7 月 22 日、イワクの記者、ジャン・ビジリマナ (Jean Bigirimana) が正体不明の複数の男に誘拐された。警察と SNR は、彼の拘留を否認した。大統領報道官、ウィリー・ニヤミトウェ (Willy Nyamitwe) は、政府は彼の失踪について捜査中であると述べ、またツイッターに、反対派がビジリマナの失踪の黒幕ではないかと投稿した。

国境なき記者団及び地元報道機関の推定によると、(2016) 年末までに、2015 年前半に勤務していた独立系ジャーナリストの 75〜80 パーセントが、政府支持派集団からの脅迫の増大を背景に国外逃亡していた。

検閲又は内容の制限：政府はメディアを検閲し、政府が定める許容可能な内容の基準に違反した報道機関を処罰した。名誉毀損、憎悪発言、国家安全保障に対する脅威、及び反逆を禁止する法律の広義な解釈も自己検閲を助長し、国営放送局に勤務するジャーナリストによる自己検閲も含まれた。報告によると、自己検閲を行わなかった人々は、一般市民との接点がない職場へ「異動」させられたり、解雇されたりした。

国家通信評議会 (CNC : National Communications Council) は印刷メディアと放送メディアの双方を規制し、ジャーナリストの認定を統制し、メディア関連法の遵守を執行する。大統領が 15 名のメンバー全員を任命し、メンバーは主に政府代表者及び国営放送局所属ジャーナリストであった。フリーダム・ハウス (Freedom House) によると、観測筋は CNC について、ジャーナリストや報道機関に対して政治色の強い裁定や制裁措置を日常的に発布していることから、行政部門の手先と見なしていた。

(2016 年) 10 月 25 日、CNC は、ラジオ・イサンガニロの KARADIRIDIMBA という番組がブルンジでの人権侵害に関する楽曲を放送した後、この番組を 1 か月間の停止処分とした。CNC はこの楽曲の放送について、ラジオ・イサンガニロが署名した、特定のテーマの放送を禁ずる合意に違反すると判断した。

名誉毀損法：名誉毀損関連法では、ある人を「公的侮辱」に曝す情報の配布を禁じ、罰則として懲役及び罰金を規定している。反逆罪は、軍隊又は国を、戦時中の国防を危険に曝す形で意図的に混乱に陥れる行為を含め、終身刑に処せられる。政府への反対を一般市民に警鐘又は先導する、あるいは内戦を促すと考えられる風評を意図的に流布又は公表することは、犯罪である。「公共の平和を乱す」おそれのある図画、ポスター、写真又は他の品目を陳列することは違法である。罰則は 2 か月以上 3 年以下の懲役及び罰金である。一部のジャーナリスト、弁護士、政党指導者、市民社会団体及び NGO の申し立てによると、政府はこれらの法律を使用して彼らに威嚇や嫌がらせを行った。

2014 年、反対派政治化のレオンス・ンゲンダクマナ（Leonce Ngendakumana）が国連事務総長宛てに、同年のブルンジでの選挙期間中における暴力に関する懸念を伝える書簡を送った。ンゲンダクマナの手紙は、与党が「政治的大虐殺」を準備している可能性があるという警告の内容であった。当局はンゲンダクマナを、「虚偽の告発及び民族闘争の扇動」容疑で起訴した。彼は（2016）年中、上訴審で無罪が決定した。

非政府の影響：与党の若手民兵組織、イムボネラクレのメンバーが多数、政府治安部隊と密接に協力していた。中には警察、地方自治体当局者及び民間人から成る混成の治安評議会の公式メンバーを兼ねる者も居た。複数のジャーナリストや人権擁護者がイムボネラクレを、非正規治安部隊として行動し、政府の資源を利用して反対派支持者とされる人々を追跡、脅迫及び攻撃しているとして非難した。

報道の自由を拡大するための措置：（2016 年）2 月、政府は 2015 年に閉鎖、破壊されていた 2 つのラジオ局の放送再開を許可する意向を発表した。再開の条件として、REMA FM（与党を支持）とラジオ・イサンガニロ（与党に批判的）は、「バランスの取れた客観的」姿勢を取り、国の安全保障を脅かさないという合意の締結を義務付けられた。

インターネットの自由

国際電気通信連合（International Telecommunication Union）によると、個人のインターネット利用率はわずか 5 パーセントであった。独立系のラジオ局がない状況で、一部の市民は最新の出来事に関する情報を得るため、インターネットと携帯電話両方のネットワーク上でワッツアップ（WhatsApp）、ツイッター（Twitter）及びフェイスブック（Facebook）といったソーシャルメディアプラットフォームへの依存度が高かった。政府は 2015 年 5 月のクーデター未遂後の数日間、モバイルネットワーク上の 2 つ又は 3 つのソーシャルメディアアプリケーションの使用をブロックした。政府が電子メール又はインターネットチャットルームを監視しているという、確認可能な報告はなかった。クーデター未遂後に閉鎖された複数のラジオ局が、ラジオの番組や記事の公表をオンラインで継続していた。

（2016 年）8 月 20 日、警察は、ブジュンブラの繁華街のあるバーで私的に開かれたイベントに参加していた 54 名を逮捕した。被拘留者の近親者の主張によると、彼らはワッツアップのメッセージングプラットフォーム上での政府を批判するメッセージの交換を理由に多補された。（2016 年）8 月 21 日、ほとんどの被拘留者が釈放されたが、8 名は拘留を解かれず、後に名誉毀損で訴追された。

学問の自由と文化的行事

(2016 年) 7 月 23 日の独立系のラジオ・ボネシャの報告によると、国営ラジオ・テレビ会社である RTNB の社長、ジェロム・ンゾキランテヴィエ (Jerome Nzokirantevye) が、ルワンガの音楽を全て、宗教音楽も含め、流すことを禁じていた。ンゾキランテヴィエはこの報告を否定し、局に「ブルンジの音楽を優先」するよう指示しただけであると述べた。

b 平和的集会及び結社の自由

集会の自由

憲法及び法律では集会の自由を規定しているが、政府はこの権利を厳しく制約した (1.d 項参照)。法律では政党及び大規模集団に対し、会合を開く場合は遅くとも 4 日前までに政府に通知するよう要求しているが、たとえ通知したとしても大抵、当局は反対派メンバーの会合許可を否認し、会合が既に始まっていた場合は解散させた。多数の野党が、2015 年の選挙をボイコットしたことについて、選挙運動集会の開催許可を当局から一貫して否認されたことに対する対応であったと述べた。

集会の自由は、2015 年 5 月のクーデター未遂後に一層制約され、これらの制約は (2016) 年末でもまだ続いていた。

結社の自由

憲法では、法律による制約の範囲内での結社の自由を規定しているが、政府はこの権利を厳しく制約した。法律では CSO を内務省に登録するよう要求しているが、手続きが複雑で、基準が不明瞭である。当局が登録を否認した場合、頼る術はない。登録は毎年更新されなければならない。

(2016 年) 10 月 19 日、政府は大統領の 3 期目の就任に反対した人々が率いる 5 つの CSO を永久に禁止した。(2016 年) 12 月 22 日、大統領が大量虐殺を計画しているという告発のインターネットビデオの影響により、政府は国内で最も古い人権団体であるイテカ連盟を、「国のイメージを傷付け、ブルンジ国民の間での憎悪と分断の種をまく行動の常習犯」であるとして、永久に禁止した。政府は、以前に停止処分を受けていた 14 の組織について、2015 年の抗議活動及びその後の暴動への関与を調査した後、活動再開を許可した。

c 信教の自由

以下の URL で公開されている米国国務省の「世界の信教の自由に関する報告書 (International Religious Freedom Report)」を参照のこと。

www.state.gov/religiousfreedomreport/

d 移動の自由、国内避難民、難民の保護及び無国籍者

憲法及び法律では国内移動、国外渡航、国外移住及び帰還の自由を規定しているが、政府はこれらの権利を厳しく制約した。

政府は国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR) 及び他の人道支援機関と協力して、難民、亡命希望者、無国籍者及び他の関心対象者へ、保護と支援を提供した。

国内移動：複数の報道によると、政府は、首都の一部地域における各世帯の居住者及び家事労働者を記載する「cahiers de menage」という帳簿の使用を強制した。警察は多数の事例において、世帯帳簿への未登録を理由に、近隣搜索過程で人々を逮捕した。暴力から逃れ、難民キャンプを目指して国境を越えようとした人々が時々、国境で警察、SNR 又はイムボネラクレのメンバーから制止され、引き返した。他の人々は越境時の逮捕を恐れ、国内避難民 (IDP) として国内に残留して身を隠した。

政府は国民に、毎週土曜日の朝にコミュニティレベルで行われる作業プロジェクトへの参加を強く奨励し、午前 8 時 30 分から午前 10 時 30 分までの間、移動制限を課した。当局はこの時間帯にコミュニティ外へ移動したい人々に許可を取るよう要求し、警察は道路封鎖による規制を執行した。人々は事前に権利放棄を得ることができた。外国人居住者は対象外であった。

海外渡航：多数の中流・上流階級の市民が、政治的不安定の時期に国外へ脱出した。旅券の価格は 50,000～235,000 フラン (30～142 ドル) の範囲で変動した。2015 年、「憲法・人権・アルシャ平和協定遵守評議会」(CNARED : Council for the Observance of the Constitution, Human Rights, and the Arusha Peace Accord) として知られる反対派集団が政府を、インターポール (Interpol) を使ってメンバーに嫌がらせを行ったとして非難した。政府はインターポールに「クーデター支持者」及び他の暴動関与者のリストを送ったことを認め、ブルンジ警察から追われている人々であることを理由に挙げた。当局は外国人が非公式旅券を所持していた場合に出国査証を要求したが、この査証を維持するには月額 48,000 フラン (29 ドル) の費用が掛かる。

亡命：法律では強制亡命を規定しておらず、政府もそれを実践しなかった。多数の野党メンバー、市民団体指導者及びジャーナリストが、報告によると、脅迫や暴力から逃れるために自主亡命していた。

国内避難民（IDP）

国際移民機関（IOM）の集計によると、（2016 年）9 月時点で約 60,000 名が IDP となり、主にルモンゲ（Rumonge）県とマカンバ県に集中していた。これらの IDP が、国内の既存の IDP 人口に加わった。一部の IDP が、政治的同調を認知されたことを理由に脅迫を感じたと報告した。一部の IDP は帰宅しようとしたが、大多数は IDP 居住地へ戻ったか、又は都市の中心部へ移転した。政府は概して IDP を UNHCR 及び他の人道支援機関が提供するプログラム、例えば避難所や法的支援のプログラムに含めることを許可した。

2015 年 4 月に始まった政情不安の最中、多数の国民が家族を、暴力的衝突の現場と化したブジュンブラ近郊から脱出させた。

難民の保護

庇護へのアクセス：法律では庇護又は難民地位の付与を規定し、政府は難民に保護を提供するための制度を設けている。

（2016 年）10 月時点で、約 55,000 名のコンゴ人難民がブルンジに残留していたが、DRC では暴動が続いていたため、帰国できない状況であった。2015 年に始まった、コンゴ人難民を第三国に再定住させるための取り組みが続いていた。

雇用：難民は軍隊、警察、司法機関又は政治的立場を除き、働く権利を有する。

基本的サービスの利用：政府及び国連及び国連パートナーが運営するキャンプに居住する難民は、基本的サービスを受けていた。都市部に居住する難民もかなりの割合で、教育や医療などのサービスを利用していた。

無国籍者

市民権は概して、親の市民権から得られる。UNHCR によると、2015 年末時点で推定 1,500 名の無国籍者がブルンジに居住していた。国家難民・無国籍者保護局（National Office for the Protection of Refugees and Stateless Persons）の説明によると、（2016）年末時点で、上記の人

数に変動はなかった。全員がオマーン出身で、オマーン政府からの市民権証明書を待ちながら、ブルンジで既に数十年間暮らしていた。政府はこれらの人々がオマーンの市民権を得られなかった場合、無国籍のオマーン人に市民権を与えた。無国籍者が差別を受けたことを示す証拠はなかった。

第3節 政治的プロセスへの参加の自由

法律では市民が普遍的かつ平等な選挙権に基づく自由かつ公正な無記名投票によって政権を選ぶ権利を規定している。ブルンジは2015年に国会議員、地方議員及び大統領の選挙を実施したが、国際コミュニティや国内の独立系団体は幅広く、選挙プロセスに根深い欠陥があったと非難した。複数の政府支持派CSOが選挙を観察し、検証した。国連ブルンジ選挙派遣団が唯一、投票を観察した国際機関であった。AUとEUは選挙プロセスへの関与を拒否した。選挙運動から投票までの期間中、威嚇、脅迫及び官僚主義的障壁が目立ち、その結果、投票率が低く、ほとんどの野党がボイコットした。

選挙及び政治的な参加

最近行われた選挙：2015年に政府は4つの選挙を別々に実施し、具体的には地域評議会及び国民議会議員選挙（6月）、大統領選挙（7月）、上院議員選挙（7月）及び村評議会選挙（8月）であった。選挙運動を公正かつ自由に行えないことに言及しつつ、ほとんどの主要野党が支持者に選挙のボイコットを呼び掛けた。CNDD-FDDが国民議会と上院で絶対的過半数を獲得した。

EUの選挙監視団は2015年5月、信用できる選挙のための十分な条件が満たされていないと判断した後、出国した。AUも観察団の派遣を拒否した。国際危機グループ（International Crisis Group）によると、独立全国選挙管理委員会と内務省が野党に対する官僚主義的障壁を生み出し、例として党首脳の認定不履行、合法的な党会合実施許可の拒否、そして県及び地方の選挙委員会におけるCNDD-FDDに忠実な人々の優先的就任が挙げられた。

政党及び政治的な参加：法律によると、国会議員選挙及び大統領選挙において公的選挙運動資金を拠出され、候補者を立てる資格を得るには、政党が「全国ベース」（民族的及び地域的な多様性を有する）であることと、全ての県で組織化され、党員を有することを文書で実証する必要がある。内務省は38の政党を認定していた。他の2つの党、FNL（国民解放軍（Forces for National Liberation）-ルワサ（Rwasa）とUPRONA-ンディティジェ（Nditije）は公式認定されていなかった。他の党、例えばMSDや平和発展連合（Union for Peace and Development）は内務省から認定されたいものの、政府からの威嚇や抑圧のために運営で

きない状況であった。

野党の指導や管理に対する内務省の干渉により、野党は力が弱く、分断された状態のままであった。政府の説明によると、法律では合法的に設立された政党、政党連合及び独立的候補者に限り立候補することを認め、未公認の政党指導者や政党に属していない政治関係者は政治プロセスにおいて役割を果たすことができない。このスタンスが事実上、政府に認定されていない政党の選挙権を奪い、2015 年の選挙前において指導者が選挙運動の土台を築き、立候補することを妨げた。

女性及びマイノリティーの参加：政治プロセスへの女性及びマイノリティーの人々の参加を制限する法律はなく、実際、女性とマイノリティーの人々が参加していた。

憲法では政府の役職の 30 パーセントを女性に与えるよう規定し、政府機関は選挙後に性別要件のほか、民族要件及び定数要件を満たすよう、職員を雇用した。女性は政党に占める割合がまだ少なく、指導者の地位に就く者はごくわずかであった。

憲法では、政府において選挙で選ばれる役職と任命される役職の全てにおいて、2 大民族集団の代表者を据えるよう規定している。多数派のフツ族は政府の役職の 60 パーセント以下に就任する権利を与えられ、少数派のツチ族は 40 パーセント以上である。法律では議会の各院の 3 議席ずつを、人口の約 1 パーセントを占めるトワ（Twa）族向けに指定している。

第 4 節 汚職及び政府内の透明性の欠如

法律では当局者の汚職に対する刑事罰を規定しているが、汚職は依然、極めて深刻な問題であった。政府は法律を十分に施行せず、一部の政府高官が汚職慣行に関与し、処罰を免れていた。（2016）年中、政府汚職の報告が多数あった。2005 年憲法では、大統領、2 名の副大統領、閣僚、議会議長、議員及び裁判官を含め、階級の高い被告人に対する汚職容疑を再検討する高等司法裁判所の創設を規定しているが、政府は（2016）年末時点で高等司法裁判所をまだ設置していなかった。汚職防止法は他の全ての国民に適用されるが、高官が汚職容疑で裁判に掛けられた例はなかった。

汚職：一般市民は幅広く、警察を腐敗していると捉え、警察が関係する少額汚職は日常茶飯事であった。ガソリン輸入に関連する予算歳入の透明性の欠如に関連する汚職の申し立ても複数あった。国内で消費された燃料の量に基づく歳入推定と、政府予算において報告された歳入額との間の不一致から察するに、約 490 億フラン（2 億 9,700 万ドル）の歳入について説明がつかなかった。世界的な原油価格低下が、この不一致に拍車を掛けた。歳入

庁（OBR : Tax and Customs Revenue Authority）には内部不正防止部門があるが、観測筋は OBR 当局者による不正を告発した。

国の監察長官及び優良統治・民営化省（Ministry of Good Governance and Privatization）の汚職防止部隊（Anticorruption Brigade）が、政府汚職の捜査を担当していた。汚職防止担当一般検察官及び汚職防止裁判所もある。汚職防止部隊は違反者を捜査、逮捕し、汚職防止担当一般検察官に付託する権限を有する。

汚職防止裁判所における長期間に及ぶ未処理事件と、有罪判決獲得の難しさを踏まえ、汚職防止部隊はしばしば、違反した当局者が着服した金銭の賠償に合意すれば訴追しない旨、政府が合意したという、法廷外和解を通じた法律の執行に頼った。政府は、賠償を強制するために当局者の財産と銀行資産を凍結及び押収する権限も行使したが、ほとんどの場合、当局は汚職で有罪判決を受けた当局者がそのまま在任することを認めた。

資産公開：法律では選挙で選ばれる当局者と任命される高官による、5 年おきの資産開示を要求しているが、公開は要求していない。最高裁判所が資産開示を受理する。法律により、大統領、2 名の副大統領及び閣僚は、就任後の資産開示を義務付けられているが、開示が非公開であるという性質は、この規定を確認しようがないことを意味する。他の当局者は資産開示を要求されない。

情報の一般公開：法律では政府情報の一般公開を規定していない。

第 5 節 国内における人権侵害の有無に関して国際組織及び非政府組織が実施する現地調査に対する同国政府の姿勢

国内外の複数の人権団体が、政府から制約されずに活動しようと奮闘していた。多数の人権擁護者が 2015 年に国外へ脱出し、(2016) 年末時点でもまだ国外に留まっていた。

(2016 年) 10 月、政府は大統領の 3 期目に対する反対派が率いる 5 つの CSO を禁止し、また (2016 年) 12 月には国内で最も古い人権団体、イテカ連盟も禁止した。(2016) 年中、政府は 2015 年の抗議活動への関与を理由に停止処分を受けていた 14 の団体について、調査した上で活動再開を許可した (2.b 項参照)。停止処分を受けた多数の団体が引き続き、大抵は国外から、インターネット上で活動し、ニュースレターを投稿した。(2016) 年中、政府支持派の地元 NGO がさらに勢力と発言力を強めた。これらの NGO は反政府 NGO や反対派組織の実効性を弱めるよう、メッセージを適応させた。政府支持派の HIV/AIDS 患者協会連合 (Collective of Associations of People Infected and Affected by HIV/AIDS) と市民社会

統合プラットフォーム（Integrated Platform for Civil Society）が（2016 年）10 月、5 つの NGO の永久禁止を称賛する声明を出した。

国連又は他の国際機関：（2016 年）2 月 27 日、AU はブルンジに 100 名の人権モニターと 100 名の軍隊モニターを派遣する意向を発表し、大統領もこの派遣を支持したと述べた。しかし、（2016）年末時点で、派遣の可能性に関連する手続上の問題が未解決であった。

（2016 年）6 月 28 日、アイミー・ローレンティン・カニャナ（Aimee Laurentine Kanyana）司法大臣率いる政府代表団が、拷問、超法規的処刑、失踪及び強姦を含む様々な懸念に対処するための、国連拷問防止委員会によるレビューの初日に参加した。同大臣はこのレビューを、信用できないとして却下した。ブルンジ代表団は、政府は報告を調査する時間を必要とするという声明を出し、レビューの 2 日目に参加しなかった。

（2016 年）7 月 29 日、国連安全保障理事会は、人権侵害を巡る深い懸念を表明する決議 2303 を可決し、国連及び AU による人権モニター派遣に協力するという政府の言明を歓迎した。同決議では、最大 228 名の国連警察をブルンジ全土に派遣することも認可した。（2016 年）8 月 2 日、政府は、228 名の警察派遣を拒絶した旨と、「テロとの闘いにおけるブルンジ警察の能力強化に向け、20～50 名の非武装警察官の派遣に政府が合意した」旨を記載した、政府広報官フィリップ・ンゾボナリバ（Philippe Nzobonariba）が署名したコミュニケを發布した。このコミュニケでは、ブルンジの防衛部隊と治安部隊が国土の範囲内で状況を十分に統制していることから、治安部隊は必要ないと主張した。同コミュニケによると、政府は 2015 年 10 月に合意された通り、AU からの 200 名のオブザーバーとエキスパートを歓迎する用意があるとのことであった。政府は、決議のスポンサーであるフランスに対する非暴力的抗議活動を主催した。AU によると、（2016）年末時点でブルンジへの入国を許可されたモニターは 50 名に満たず、またモニターに関する覚書に政府がまだ合意していなかったため、モニターは行動を制限された。

（2016 年）9 月、UNIIB はブルンジにおける人権状況に関する報告書を公表した。政府は追って同月に公表した報告書において、UNIIB の申し立ての多くに意義を唱えた。上院、国民議会、及び人権担当大臣も報告書の所見を拒絶し、政府は報告書と国連の双方に反発する全国規模の抗議活動を主催した。（2016 年）10 月、政府は報告書の執筆者を公式にブルンジで歓迎しないと宣言し、OHCHR ブルンジ支部の活動を停止させた。

（2016 年）4 月 26 日、国際刑事裁判所（ICC：International Criminal Court）は殺害、投獄、強姦及び他の形態の性的暴行、並びに強制失踪に関する報告書を調査するための、予備的検証を開始した。（2016 年）10 月、政府はブルンジを ICC から脱退させる法律を可決し、

ブルンジは初の脱退国となった。

政府の人権団体：検事総長局は「2015 年 12 月 11 日と 12 日に発生した死亡事件及び集団墓地の申し立てを解明する」ための調査委員会を設置した。同委員会の所見は（2016 年）3 月 10 日に発表され、「一部の NGO が言及した場所に集団墓地は見つからなかった」とのことであった。検事総長の説明によると、調査では（2016 年）2 月 29 日、以前報告されていなかった、被害者のために掘られた共同墓地が見つかった（1.a 項参照）。

（2016 年）3 月 4 日、大統領は公式に、真実・調停委員会（TRC：Truth and Reconciliation Commission）の運営段階を開始した。TRC はブルンジの 1962 年の独立から 2008 年、即ち最後の反対派戦闘集団（FNL）が降伏した時点までの出来事の文書化を委託されている。インピュニティ・ウォッチ（Impunity Watch）という国際 NGO が（2016 年）3 月の報告書の中で、TRC の運営条件は「恐怖と威嚇、真の自由な言論の欠如、そして強固な権力を維持する与党という現在の風潮」において助けになるものではないと主張した。2015 年と 2016 年に 4 県で実施した 60 名との面談及び一連のフォーカスグループ討議を基に、インピュニティ・ウォッチは、市民は捜査が刑事訴追と補償金の支払に繋がると信じ、これは TRC の付託事項の範囲内ではない、と報告した。多数の人々が、出来事について説明すると報復されるという不安を表明した。市民社会強化フォーラム（Forum for the Reinforcement of Civil Society）という地元 NGO は（2016 年）10 月に政府から禁止されていたが、TRC の構成を批判し、メンバーがあまりにも与党寄りで公平さを欠くと主張した。TRC 会長のジャン・ルイ・マイマン（Jean-Louis Maimane）は公然と、「ある政治集団に属していてもなお、誠実でいることは可能である」と回答した。

資金不足が TRC の運営能力に悪影響を及ぼした。（2016 年）10 月時点で、（2016 年）3 月末までに要求されていた 150 名の捜査員がまだ採用されておらず、国際ドナーも進捗の観察を目的とした予備プロジェクトの資金を十分に提供しておらず、ドナーと TRC へのフィードバックも未提供であった。

刑務所状況のモニタリングと宗派間対話の奨励を含む役割を担っていたオンブズマンのモハメド・ルカラ（Mohamed Rukara）は、（2016 年）前半、国外に居た。彼は 3 期目の就任を追求していた大統領に反発する発言を行った後、2015 年 9 月に突如出国し、（2016 年）7 月にブルンジへ戻ってきた。国民議会は、ルカラの任期が切れた（2016 年）11 月、ルカラの後任にエドゥアード・ンドゥウィマナ（Edouard Nduwimana）を据えた。

人権侵害の調査を担当する準政府機関である CNIDH は権限を行使して高官を召喚し、情報を要求し、是正措置を命じた。CNIDH は概して独立的立場であったが、一部には資源不足

による、実効性が限られていた。CNIDH は政府による人権調査の進捗も監視していたが、所見を必ずしも公表しなかった。国民議会と上院に設置された人権委員会が、人権や人身売買に関する法制を含む一連の争点に取り組んでいた。

第 6 節 差別、社会的虐待及び人身売買

女性

強姦及びドメスティック・バイオレンス：法律では強姦を、配偶者強姦も含め禁じており、罰則は 30 年以下の懲役である。法律では配偶者の家庭内虐待を禁じ、罰則は罰金から 3 年以上 5 年以下の懲役の範囲である。政府は法律を一様に執行せず、強姦や他のドメスティック・バイオレンス及び性的暴行が依然として深刻な問題であった。

(2016 年) 9 月 22 日、政府は性別に基づく犯罪を扱う特別裁判所の創設を規定する法律を採択し、この法律では性別に基づく暴力を恩赦不可の犯罪とし、女性及び少女に対する暴力犯罪を隠蔽した警察官及び裁判官について、より厳格な処罰を規定している。(2016) 年末時点で、この特別裁判所はまだ創設されておらず、また新法の下で訴追された警察官又は裁判官も居なかった。

性的暴行被害者を援助するためブジュンブラで活動しているセルカ・センターという団体が、(2016) 年中、1,288 件の性的暴行事例の報告を受理した。被害者の説明によると、暴行事件のうち 20 件は制服姿の男性、58 件が武装集団による犯行であった。セルカ・センターの指摘によると、実際の強姦件数はもっと多いと考えられるが、ブジュンブラからの距離、個人的及び文化的阻害要因、そして全般的に不安定な情勢が、多数の女性及び少女が医療を求めることの妨げになっていた。

ブルンジ国家警察の女性・児童保護部隊 (Brigade for the Protection of Women and Children) は性的暴行や強姦のほか、少女及び女性の人身売買事件の捜査も担当する。政府は複数の国際 NGO や国連から財務支援を受けつつ、ドメスティック・バイオレンス及び性別に基づく暴力と、警察による支援の役割に関する市民意識研修を、全国規模で継続した。研修対象者には警察、地方行政権及び草の根コミュニティ主催者が含まれた。政府がギテガで運営するフムラ・センターは、ドメスティック・バイオレンスと性的暴行の被害者へ、法務、医療、及び心理社会的サービスを含む、全範囲に及ぶサービスを提供した。(2016) 年中、同センターは、性的暴行及び性別に基づく暴力 (SGBV) の事例を 160 件受理した。

IOM 及び UNHCR の報告によると、100,000 名余りの難民を受け入れていたタンザニアのキ

キャンプ 2 箇所で、7 名の女性がブルンジで SGVC の被害を受けた一方、19 名がブルンジから航空機で移動中に襲撃されたと報告した。

信用できる観測筋によると、多数の女性が強姦の報告を躊躇し、部分的に原因は報復の心配であった。夫は強姦された妻を放棄することが多く、また被害者は家族やコミュニティから排斥される目に遭った。報告によると、場合によっては警察や治安判事が強姦被害者に対し、彼女らが強姦で告発した相手への食料提供と裁判前拘留費用の負担を要求した。

複数の CSO が、強姦の文化的汚名を克服して、被害者が自分を拒絶した家族と再統合するための援助に取り組んでいた。これらの団体は強姦被害者が告訴を推進し、医療を求めることも奨励した。セルカ・センターとントウレンガホ（Nturengaho）センターが、強姦やドメスティック・バイオレンスの被害者に避難所を提供し、カウンセリングを実施した。複数の国際 NGO が、都市部を中心に無償で医療を提供した。

セクシャル・ハラスメント：法律ではセクシャル・ハラスメントを禁じ、身体的暴力の脅迫又は性的好意を得るための心理的圧力の行使も含まれる。セクシャル・ハラスメントに対する処罰の範囲は罰金から 1 か月以上 2 年以下の懲役となり得る。被害者が 18 歳未満の場合、セクシャル・ハラスメントの量刑は 2 倍となる。政府は法律を積極的に執行しなかった。セクシャル・ハラスメントの報告が複数あったが、頻度又は範囲に関するデータはなかった。

性と生殖に関する権利：政府は、夫婦及び個人が子どもの数、年齢差及び出産時期を自由に決め、性と生殖に関する健康を管理し、それを実行するための情報と手段を持ち、差別、強制及び暴力を受けないための権利を認識していた。家族計画に関する最終決定は、夫が下すことが多かった。保健診療所や地元の保健 NGO が、保健省の指導の下、家族計画に関する情報を自由に流布していた。政府は出生時のサービスが無償で提供し、またほとんどの女性が出産時及び産前産後のケアのために看護師又は助産師を利用したが、母親又は子どもが深刻な合併症を患っている場合は別であった。2010 年の人口統計・健康調査（Demographic and Health Survey）によると、出生の 60 パーセントに熟練の助産師が立ち会っていたが、限られた数の医師へのアクセスの不足が、特に首都以外の地域で、依然として問題であった。世界銀行によると、2015 年の妊産婦死亡率は生児出生 100,000 件当たり 712 件であった。妊産婦死亡率に影響を及ぼした主要因は、不十分な医療と、家族計画サービスの利用度の低さであった。

避妊法の利用に対する制約はなく、また保健省及びファイト・アゲインスト・エイズ（Fight against AIDS）の報告によると、避妊法の普及率は 37 パーセントであったが、2006 年以降、

着実に増えている。スイス熱帯公衆衛生研究所（Swiss Tropical and Public Health Institute）が 2014 年に実施した調査によると、性的に活発な若者の多くが様々な理由から避妊法を使用せず、例えばもっと多くの子どもが欲しいこと、副作用の心配、宗教的信念、パートナーの不承認、避妊法に関する知識不足、又は避妊法を利用できない状況が挙げられた。HIV を含む性感染症の診断及び治療を、男女平等に利用することができた。

差別：法律では家庭、労働、財産、国籍及び相続に関する法律の規定を含め、男女平等の地位を規定している。選挙で選ばれる役職の 30 パーセントが憲法の下で女性に用意される一方、女性は指導的職位における女性の少なさを含む効果的な参加の障壁、財務面及び時間面での制約、そして男性より低い平均教育水準に直面した。女性は依然、相続及び夫婦共有財産に関する法律を含め、法的、経済的及び社会的な差別に直面していた。国家団結・人権・男女平等省（Ministry of National Solidarity, Human Rights, and Gender）は、女性に対する差別との闘いに責任を負っている。

法律により、女性は同じ仕事に対して男性と同じ給与を支給されなければならないが、実際にはそうでなかった（7.d 項参照）。一部の雇用主は育児休暇を取った女性の給与を停止したり、既婚女性従業員の医療費負担を拒否したりした。女性は職場で中級又は上級の職位に就く割合が低い、中には企業のオーナーも、特にブジュンブラに居た。

子ども

出生登録：憲法では、市民権は親から得られると規定している。政府は、出生後数日以内であれば、子どもの出生を全て無償で登録する。親が出生を期限内に登録しない場合、政府は罰金を科す。未登録児童は一部の公共サービス、例えば無償の公立学校教育や 5 歳未満の児童の医療を利用できない場合がある。

教育：教育は中等教育レベルまで無償、義務的かつ普遍的であるが、生徒は書物及び制服の費用を負担しなければならない。国内全域で、県の当局者が親に学費を請求していた。

児童虐待：法律では児童に対する暴力又は虐待を禁じ、罰則の範囲は罰金から 3 年以上 5 年以下の懲役であるが、児童虐待は幅広い問題であった。未成年者を強姦した者に対する罰則は 10 年以上 30 年以下の懲役である。国連女性開発基金の報告によると、多数の事例において、強姦犯は、未成年者を強姦すれば HIV/AIDS を含む性感染症の防止又は治療に繋がると誤解していた。

新生児の口蓋垂（口の後部にぶら下がる肉）の切除という伝統的慣行が依然、幼児におけ

る多数の感染症や死亡の原因となっていた。

早期結婚及び強制結婚：法定結婚年齢は女子が 18 歳、男子が 21 歳である。早期結婚率に関する統計は入手できなかった。強制結婚は違法であり、希であったが、報告によると、イスラム教徒が多い南部で発生していた。内務省は引き続き、イマームに違法な結婚の司祭を務めないよう説得する努力を続けた。

児童の性的搾取：合意の上での性行為の最低年齢は 18 歳である。商業目的での児童の性的搾取の罰則は、5 年以上 10 年以下の懲役、及び 20,000～50,000 フラン（12～30 ドル）の罰金である。法律により、児童ポルノは罰金及び 3 年以上 5 年以下の懲役に処せられる。（2016）年中、訴追の報告はなかった。

大規模な児童売春は発生していないと見られるが、報告によると、年長の女性が立場の弱い少女に、博愛心を装って自宅で部屋と食事を提供し、場合によっては生活費を払わせるために売春を強制していた。売春宿がブジュンブラの貧困地域、湖畔、そしてトラックが通る沿道に設けられていた。大家族は時々、一緒に住む若い身内に売春させて収入を得るという例もあった。ブジュンブラや近隣諸国で企業が地元の少女を売春目的で雇用していた。

女性と少女が中東諸国へ、時には書類を偽造して売買され、搾取のリスクが高い状況に追い込んでいた。国際メディアの報道を受け、政府は調査を行い、（2016 年）6 月に 7 名を逮捕した。報道では中東諸国、ケニア及びブルンジの 10 社余りの企業を、人身売買に関与しているとして非難していた。

故郷を追われた児童：国内全域で数千名もの児童が路上生活し、中には HIV/AIDS を患った孤児も居た。政府は路上生活児童に最小限の教育支援を提供し、また医療など基本的サービスや経済的支援を、NGO に頼っていた。家庭の貧困や、親に提供能力がないことが、児童を家から出させる主な要因であった。報告によると、ブジュンブラでの路上生活児童数は貧困の増大が原因で増えていたが、この主張を検証する調査は実施されていない。UNICEF の報告によると、路上生活児童は警察による残虐行為や盗難に遭い、また 2015 年の政情不安の時期に、警察は以前よりさらに暴力的であった。（2016 年）6 月から、政府は「街路浄化」運動を展開した結果、130 名余りの児童を含む数百名もの路上生活者又は路上労働者を拘留した。UNICEF によると、逮捕された児童はその後、釈放されるまで成人刑務所に収容されていた。

UNHCR 及び IOM の報告によると、（2016 年）3 月から 10 月にかけて、6,000 名ものブルン

ジ人児童が、親と一緒にない状態で近隣諸国の難民キャンプに到着した。一部の児童はルワンダのキャンプに到着し、親がタンザニアのキャンプへ向かい、その逆の例もあった。

国際的な子の奪取：ブルンジは、国際的な子の奪取の民事上の側面に関する 1980 年のハーグ条約の締約国ではない。以下の URL で公開されている米国国務省の「国際的な子の奪取に関する年次報告書 (Annual Report on International Parental Child Abduction)」を参照のこと。
travel.state.gov/content/childabduction/en/legal/compliance.html

反ユダヤ政策

ユダヤ人コミュニティの規模に関する推定は入手できなかった。反ユダヤ的行為の報告はなかった。

人身売買

以下の URL で公開されている米国国務省の「人身売買に関する報告書 (*Trafficking in Persons Report*)」を参照のこと。
www.state.gov/j/tip/rls/tiprpt/

障害者

憲法では身体障害者、精神障害者、知覚障害者又は知的障害者に対する差別を禁じているが、政府は雇用、教育、又は医療の利用に関して障害者の権利を促進又は保護しなかった (7.d 項参照)。障害者は脆弱な集団を対象とする様々な社会的プログラムを通じて無償で医療を受ける資格があるが、当局はそうした便益を幅広く広報又は提供しなかった。雇用主は就職希望社に対し、接触伝染性疾患がなく、労働に適する状態である旨の、保健省発行の健康証明書を提示するよう要求し、この慣行が時々、障害者に対する差別をもたらすこともあった。

国家団結・人権・男女平等省は、障害者の支援を調整し、権利を保護する役割を果たす。政府は障害者のための建物、情報又は政府サービスの利用に関する法制の制定又は別段の義務化をまだ行っていない。政府は身体障害者向けに、ギテガに設置された理学療法センターと、ンゴジ (Ngozi) に設置された社会的・職業的包含センターを支援していた。

先住民族

トワ族は元々、ブルンジの狩猟採集先住民族で、OHCHR によると人口は約 80,000 人、即ち総人口の約 1 パーセントである。トワ族は概して依然、経済的、政治的及び社会的に終縁化されたままであった。主な問題として教育、雇用及び土地へのアクセスが挙げられた。法律により、地元行政機関はトワ族の児童全員に無償で教科書と医療を提供しなければならない。地元行政機関は総じてこれらの要件を満たしていた。憲法では議会の各院にトワ族の議席を 3 名分ずつ用意するよう規定しており、2015 年 8 月にトワ族議員（女性 1 名を含む）が就任した。

性的指向及び性同一性に基づく暴力行為、差別及び他の虐待

法律では同性同士の性行為を刑事罰の対象とし、罰則の範囲は罰金から 3 か月以上 2 年以下の懲役である。ブルンジ・アフリカ・ジェネレーション・ニュース (Burundi Africa Generation News) によると、(2016 年) 11 月 2 日、シビトケ県高等裁判所が、7 歳の男子に対する強姦を認めたある 15 歳の少年に、懲役 1 年を言い渡した。この少年は未成年者強姦と同性愛で起訴された。(2016) 年中、他に同性愛による訴追の報告はなかった。

ブジュンブラ市内のレムルカ (Remuruka) センターが、LGBTI コミュニティに緊急サービスを提供していた。政府は地方の LGBTI 関連の団体又は施設の活動を、支援も邪魔もしなかった。

他の社会的暴力又は差別

犯罪者は時々、白皮症患者、特に児童を、身体部位を儀式に使用する目的で殺害した。報告によると、実行犯のほとんどが、殺害目的で来た外国人で、犯行後に身体部位を持って出国しているため、政府は逮捕を阻害されていた。白皮症女性希望協会 (Albino Women's Hope Association) の会長によると、社会は白皮症患者を受け入れてくれず、当人は失業し、孤立することが多かった。白皮症女性はしばしば、「邪悪な存在と見なされるため、家族からも追い払われた。」

第 7 節 労働者の権利

a 結社の自由及び団体交渉権

法律では労働者が独立的組合を結成し、加入する権利を規定している。組合は組合員 50 名以上でなければならない。ほとんどの公務員が組合化することができるが、公務・労働・社会保障省 (Ministry of Civil Service, Labor, and Social Security) に登録しなければならず、

同省は登録を否認する権限を有する。警察、軍隊、治安判事及び公共部門の外国人労働者は組合を結成又は加入することができない。18 歳未満の労働者は、組合に加入するには親又は保護者の同意を得なければならない。

法律では労働者に厳格な条件を満たした上でストライキを行う条件付き権利を与えている。法律では連帯ストライキを禁じている。当事者はストライキを行う前に、他の解決手段（対話、調停、仲裁）を全て尽くさなければならない。ストライキを意図する者は、雇用主と労働省へ 6 日前までに通知しなければならない。ストライキを意図する者は、雇用主と労働省へ 6 日前までに通知しなければならない。労働省は両者がストライキ条件を満たし、ストライキに対する拒否権を実際に同省に付与しているか否かを判断しなければならない。法律ではストライキが実行に移された場合に不可欠な従業員を徴用することを認めている。法律では合法的ストライキに参加した労働者に対する報復を禁じている。

法律では団体交渉権を認めているが、公共部門の賃金に関する措置は例外で、これは組合との協議後に定められる尺度に従って設定される。法律では反組合差別を禁じている。法律では組合活動を理由に解雇された労働者の復帰について、具体的に規定していない。

政府は適用可能な法律を効果的に執行しなかった。監察及び是正のための資源が不十分で、また罰則（5,000～20,000 フラン（3～12 ドル）も、違反を抑止するには不十分であった。行政手続と司法手続は、長期間に及ぶ遅延と上訴に影響された。

政府は結社の自由と団体交渉権に対して過剰な制約を課し、時には組合活動に干渉することもあった。

フランス通信社（AFP : Agence France-Presse）の報告によると、（2016 年）12 月 28 日、警察がブルンジ組合連盟（Burundi Confederation of Unions）の会長、ターシッセ・ガフング（Tharcisse Gahungu）と他に 3 名の組合役員が、茶生産者との組合結成について協議していたところを逮捕した。AFP の報告によると、ブルンジ・ティー（Burundi Tea）社からの書簡が、組合結成会合計画を阻止するよう、公安大臣に強く求める内容であった。オンブズマンのエドゥアード・ンドゥウィマナが介入し、2 日後にグハングを不起訴で釈放させることに成功した。

ほとんどの組合が公務員組合で、民間部門労働者の組合化は事実上皆無であった。有給労働者はほとんどが公務員であるため、労使交渉のほぼ全ての段階で政府機関が関与した。主要な労働組合センターが、団体交渉において個々の労働組合と協力しつつ、労働者の利益を代表した。労働大臣は各部門の最も代表的な労働組合を指定する権限を有する。

肉体労働者はほとんどが、規制のない非公式経済で働き、最低賃金労働関連法以外での保護はなかった。ブルンジ労働組合連盟によると、非公式部門の労働者が文書で雇用契約を交わしている例は事実場皆無であった。

b 強制労働の禁止

法律ではほとんどの形態の強制労働を、児童によるものを含め、禁じている。政府は適用可能な法律を効果的に執行しなかった。監察及び是正のための資源が不十分で、刑法でも具体的な処罰規定がない。職場監察官は自己裁量権で罰金を科す権限を有する。

児童や若年成人が、南部のプランテーション又は小規模農園、シビトケ県の金鉱山での小規模単純作業、ブジュンブラでの建設用石材運搬、あるいは大都市での非公式な路上販売に強制的に駆り出されていた（7.c 項参照）。

政府は国民に、毎週土曜日の午前 8 時 30 分から午前 10 時 30 分までの間、コミュニティ作業に参加することを奨励した。様々な県の知事が散発的に、参加しなかった住民に罰金を科していた。

以下の URL で公開されている米国国務省の「人身売買に関する報告書 (*Trafficking in Persons Report*)」も参照のこと。

www.state.gov/j/tip/rls/tiprpt/

c 児童労働の禁止及び雇入れの最低年齢

法律では、企業が 16 歳未満の児童を雇用することを禁じているが、労働省から許可される場合は例外である。例外には、児童の健康に影響しない、児童の通常の発育に干渉しない、あるいは通学の邪魔にならない、軽作業又は徒弟制度が含まれる。労働省は 12 歳以上の児童が例えば新聞販売、牛の世話、又は食事の準備など「軽労働」に雇用されることを許可した。ほとんどの種類の「危険でない」労働について、法定最低年齢は 16 歳～18 歳の範囲である。法律では児童の夜間労働を禁じ、労働時間を週 40 時間以下に制限している。法律では公式部門と非公式部門を区別していない。

労働省は児童労働関連法の執行に責任を負い、これを目的に刑事上の制裁措置、罰金及び裁判所命令を含む多数の手段を有する。しかし、同省は法律を効果的に執行せず、主な理由は監察官と資源（車両の燃料など）の不足であった。結果として、同省は訴状が提起さ

れた場合に限り、法律を執行していた。違反した場合でも罰金は 5,000～20,000 フラン（3～12 ドル）の範囲で、違反を抑止するには不十分であった。（2016）年中、当局からは公式部門における児童労働事例の報告はなかったが、非公式部門での児童労働について調査を実施したわけではなかった。

世帯の大部分が極度の貧困に喘ぐ状況を踏まえ、児童労働は多数の家庭にとって経済的に必要であった。農村部では 16 歳未満の児童が、就学期を含め、特に農業分野で、日中のきつい肉体労働で普通に雇用されていた。農業部門で働く児童は重量物の運搬や、危険となり得る機械工具の使用を強制される可能性があった。また牛や山羊の飼育も行い、苛酷な気候条件に曝され、大型又は危険な動物と一緒に働かざるを得なかった。多数の児童が、家庭内事業、路上販売、地元の小規模煉瓦工場など、非公式部門で働いていた。

都市部では、児童の家事使用人が世間から隔離されることが多かった。中には住居と食事を与えられる代わりに給与をもらえないものも居た。家事使用人として雇用した児童に給与を支給しなかった一部の雇用主は、児童を窃盗を理由に告発し、児童が時には虚偽の罪状で投獄される場合もあった。家事労働児童は長時間労働を強制される可能性があり、中には児童を性的に搾取する雇用主も居た。

以下の URL で公開されている米国労働省の「最悪の形態の児童労働に関する所見 (*Findings on the Worst Forms of Child Labor*)」も参照のこと。

www.dol.gov/ilab/reports/child-labor/findings/

d 雇用及び職業に関する差別

憲法では労働者が適正な仕事を与えられ、同等の仕事に対して同等の給与を支給される権利を認めている。憲法では特定の集団に対する差別を具体的に禁じていないが、平等な権利を規定している。当局からは差別に関する違反の報告はなかった。ブルンジの経済活動は大半が、概して保護が与えられない非公式部門で行われている。罰則の範囲は 5,000～20,000 フラン（3～12 ドル）の罰金で、違反を抑止するには不十分であった。一部の人々が、官民両部門で正式に雇用されるには与党に加入することが前提条件であると訴えた。

e 受入れ可能な労働条件

ブジュンブラでは、未熟練労働者の非公式最低賃金が日額 3,000 フラン（1.82 ドル）であった。農村部で最低日給が 1,000 フラン（0.61 ドル）に加え、昼食付きであった。政府によると、人口の 62 パーセントが、世界銀行によって都市部では日額 0.50 ドル相当、農村部では

日額 0.38 ドル相当と定義される、貧困水準以下で生活している。労働人口の 90 パーセント超が非公式経済で働いていた。非公式部門の賃金は、ブジュンブラで平均日額 2,500～3,000 フラン（1.52～1.82 ドル）、他の地域では日額 1,000～1,500 フラン（0.61～0.91 ドル）であった。

労働規約では労働時間を 1 日 8 時間、週 40 時間に制限しているが、国家安全保障、住宅地の警備、道路輸送など、多数の例外がある。残業については最初の 2 時間が 35 パーセントの上乗せ、その後は 60 パーセントの上乗せ分が支給されなければならない。労働者は週末及び休日勤務した場合、基本給の 200 パーセントを支給されなければならない。義務的残業に関する法制はない。休憩は 30 分の昼食時間が含まれるのが概して見受けられる慣行であるが、法的に義務付けられているわけではない。外国人又は移民の労働者も、ブルンジ人と同条件である。

労働規約では職場での労働安全衛生基準を定めている。しかし、ブジュンブラでは建設中の多数の建物において、労働者がつま先が覆われた靴など適切な保護具を着用していなかったり、足場材料の木柱の長さや幅が不規則であったりした。

労働省の労働観察局（Labor Inspectorate）は最低賃金及び労働時間に関する法律のほか、安全基準や労働者の健康に関する規制の執行に責任を負う。違反した場合、罰金の範囲は 5,000～20,000 フラン（3～12 ドル）である。政府はこれらの法律や規制の効果的な施行に備えていなかった。

職場が安全基準を満たす、あるいは労働者の健康を十分に保護している例はほとんどないという事実をよそに、（2016）年中、雇用主が安全基準違反について報告した、あるいは労働監監察局に苦情報告を提出したという例はなかった。職場での死亡に関するデータもなかった。労働者は、危険が差し迫った場合は制裁措置を心配することなく作業現場を離れることを許可されていた。労働省によると、従業員は失業したくない、又は自分の権利を知らないことが原因で、不満を訴えないとのことであった。